

# 「福島ロボットテストフィールド研究室入居者広報活動支援事業」 委託仕様書

## 1 事業目的

福島ロボットテストフィールドの研究室入居者が利用可能な広報活動用ツールを強化することで、当該入居者の事業化支援に資することを目的とする。

## 2 履行期間

契約日から令和3年3月31日まで

## 3 事業内容

### (1) 入居者一覧展示用パネルの作成

福島ロボットテストフィールドの研究棟ホワイエ内に、22の全研究室の入居者情報をまとめて展示可能な展示用パネルをデザインし、設置すること。展示用パネルの規模は以下のとおり。

規模：幅約1.9m × 奥行約0.6m × 高さ約1.8m

特記事項：

- ・入居者の入替えが起きた際に、展示内容を入れ替えることが容易なものとすること
- ・キャスター等を下部に設置し移動が容易に可能なものとすること
- ・木目調で、温かみのある印象を持たせること
- ・入居者情報以外にも、福島イノベーション・コースト構想推進機構の情報を展示可能なスペースを設けることが望ましい。
- ・立体的な造形を有するものが望ましい。
- ・その他独自の企画提案を実施すること。

### (2) 研究室入口設置用展示用イーゼルの作成

福島ロボットテストフィールドの各研究室の入口にそれぞれ設置可能な展示用イーゼルをデザインし、作成すること。展示用イーゼルの仕様は以下のとおり。

展示用イーゼル

- ・A1サイズを目安とした大きさのポスターが設置可能なものとすること
- ・設置したポスターを入れ替えることが容易なものとすること
- ・研究室の全てでデザインは統一したものにすること
- ・木目調で、温かみのある印象を持たせること
- ・計22個を作成すること
- ・デザイン性に加え、耐久性や重量等の輸送に係る利便性等も重視し、独自の企画提案を実施すること

## 4 事業実施体制

- (1) 本事業に関わる責任者及び担当者については、事業開始前に書面にて報告すること。
- (2) 工程管理を徹底するため、発注者との打合せを随時開催するように努めること。
- (3) 仕様に定めのない事項や定めた内容の解釈に疑義が生じたときは、双方協議の上決定するものとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては、本業務に含まれるものとする。

## 5 著作権等

- (1) 委託事業の実施に伴う著作権の権利は、原則、機構に帰属するものとする。（著作権法第27条

及び28条の権利を含む。)

- (2) 受託者は、機構及び機構が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 印刷物等において使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。
- (4) 作成物について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (5) 作成物について、必要に応じ、編集可能な形式（PSD、EPS形式ファイル等）の電子データも納品すること

## 6 その他留意事項

翌年度以降も継続して使用することを前提とした入居者一覧展示用パネル、研究室入口展示用イーゼルを提案または作成すること。